

明治三十三年
五月八日
第三種郵便物認可

縣報

外

明治卅四年十月七日

和歌山縣

○告諭

○和歌山縣告諭第五號

本縣に於て數年前より飼牛に炭疽發生し年を逐ひ斃るゝもの其數を加へ殊に本年六月二十八日那賀郡根來村に於て一頭斃死同八月十二日に至り海草郡川永村に發生次て各村に續々點發し本年初發已來同病に斃るゝもの三十頭の多さに及へり抑本病は牛馬羊豚又は人類にも傳染し其病の急劇なる急性のものにありては短きは數分間長さも三日を出てずして斃死するを常とし其病毒の猛烈なる家畜傳染病中最も恐るべきものにして之れが流行は直接飼畜者の損害は勿論率ひて農事上に至大の障害を加へ又畜産の發達を妨ぐることを甚しきを以て早急之れが撲滅を計り病毒を掃蕩するは實に刻下の急務とする處なるを以て各飼畜者は此際左の方法に依り豫防消毒を爲し敢て遺策なきを期すへし

明治三十四年十月七日

和歌山縣知事 椿 葵一郎

第一項

獸疫發生地并に現に交通遮斷區域内に於ては左の方法により嚴重消毒的清潔法を行ふへし

イ 牛舎の床土は一尺以上掘取り石灰粉末を散布し新鮮の上砂を入れ換ること

ロ 前號堀取りたる床土は一定の場所持運ひ充分石灰乳を混和し消毒すること

ハ 廐舎の天井及周壁は熱湯汁又は熱湯を注ぎ充分に洗滌消毒することを要すること

ト 廐舎内の厩糞は之を廢し倉外に投ぐるが又は往來の方法にて改築すること

チ 水糞臥糞及糞は悉皆燒却又は消毒の上埋没すること

リ 糞槽、水槽等は時々消毒を行ふこと

ニ 廐舎の周囲又は天井にある糞尿にして病源汚染の虞あるものは燒却又は消毒すること

第二項

交通遮断内の廐舎消毒を了したる後は勿論獸疫流行の地に近接したる飼畜所有者に於て以上の方法を施行すべし

イ 臥糞は成るべく日々新鮮のものごと取換ること

ロ 糞は毎日除去し堆積せざること

ハ 廐舎の天井は藁其他の物品を貯へざること

ニ 食物は滋養易化の飼料煮麥 穀類を給すること

ホ 病獸斃獸ありし場所又 牛馬羊豚の通行頻繁なる場所の刈草を與へざること

ヘ 青草は能く洗ひ附着せる塵埃を除去したるものを與ふること

ト 飲料水は一日煮沸したるものを與ふること

チ 廐舎内温度を調節すること

リ 適當の運動を爲さしむること

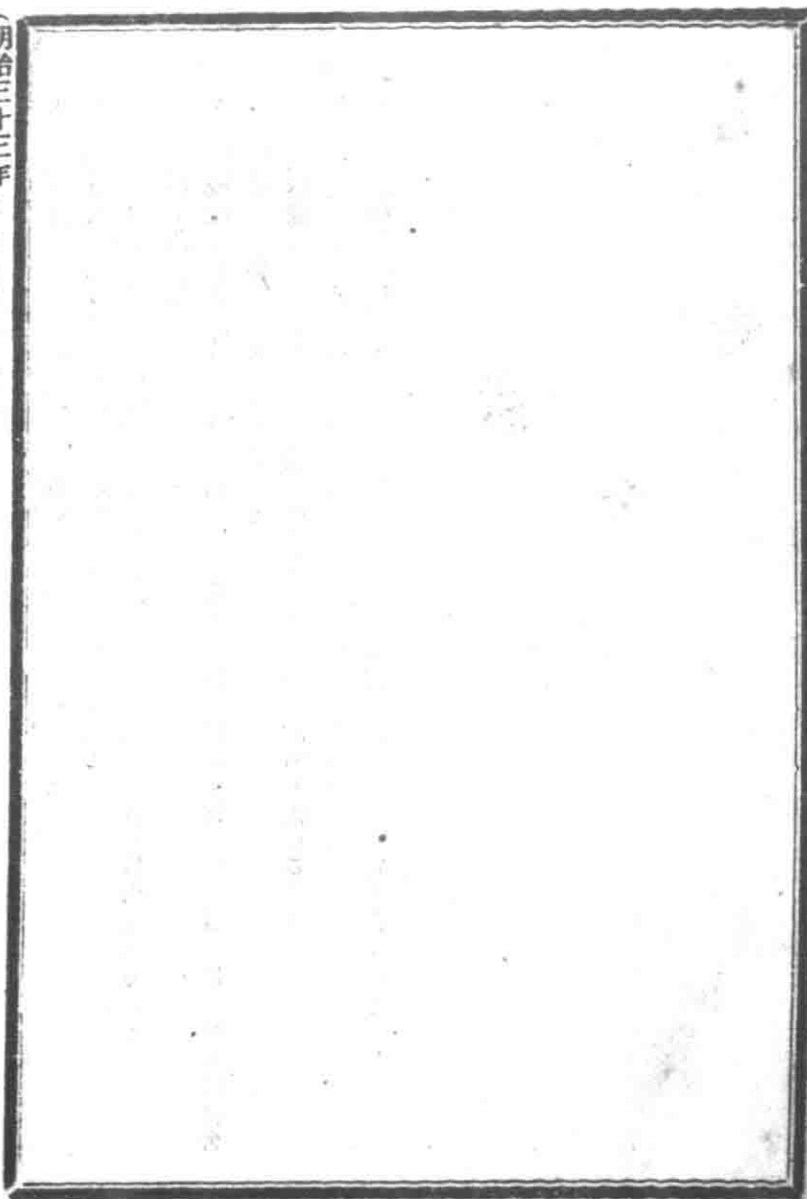
明治三十四年十月七日

明治三十四年十月七日

- × 厩舎内換氣法を設け空氣の流通を充分ならしむること
- ル 獸疫流行地方より成るべく獸類を率き入れざること
- ヲ 厩舎内器具又は牛馬便役用器具等を清潔にして相互に賣買貸借せざること
- ワ 獸体を清潔ならしげること
- カ 獸疫流行地方より來る牛馬商人等は病毒傳播の媒介を爲す虞あるを以て濫りに厩舎に誘ひ獸体に接せしめざること
- ヨ 獸体健否に注意し疾病の疑われは直ちに獸醫の診察を請むること
- タ 病症確定する迄は濫りに他人を厩舎に接近せしめざること
- レ 獸の使用に従事する者は家族中成るべく外出せざる者を一定し置くこと

號 外 明治三十四年十月七日

四終



明治三十三年
五月八日 第三種郵便(認可)